書面による計算報告

特別清算開始

令和８年（ヒ）第２００２号

東京都中央区日本橋馬喰町２丁目６番10号
東京大和化成ビル５階
清算株式会社　馬喰町管財株式会社
代表清算人　小幡　朋弘

1　決定年月日　令和８年２月４日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（ヒ）第１号

徳島県徳島市佐古三番町５番８号
清算株式会社　株式会社ｓｏｒａ
代表清算人　木内　義人

1　決定年月日　令和８年２月５日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

徳島地方裁判所民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第３００４号

群馬県前橋市南町１丁目４番７号
清算株式会社　株式会社Ｎ企画

1　決定年月日　令和８年２月５日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。

前橋地方裁判所民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第４号

兵庫県伊丹市西台１丁目５番21号304
清算株式会社　ＯＮニット株式会社
代表清算人　中島　綱三

1　決定年月日　令和８年２月５日
2　主文　本件協定を認可する。

協定

1　本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権、及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権（以下「協定債権」という。）であり、同債権を有するものを協定債権者という。

2　別紙協定債権者一覧記載の協定債権者は、清算株式会社に対する協定債権の全額（協定債権に対する利息、遅延損害金の一切を含む。）につき、その債務を免除する。

3　前項の債務免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を別紙協定債権者一覧の協定債権額に応じて按分して弁済する（ただし、１円未満の端数については一律に切り捨てて弁済額を計算する。）。この場合における弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

神戸地方裁判所伊丹支部

令和７年（ヒ）第２号

鳥取県倉吉市秋喜257番地８
清算株式会社　株式会社鳥取県食
代表清算人　北村龍一郎

1　決定年月日　令和８年２月３日
2　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

1　協定の対象となる債権

本協定の対象となる債権は、株式会社鳥取県食（以下「清算株式会社」という）に対する本特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（以下「協定債権」という）とする。

2　利息・遅延損害金の免除

協定債権に対する本特別清算開始決定後の利息及び遅延損害金は、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。

3　弁済の方法及び端数の処理

⑴　弁済の方法

協定債権の弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所（東京都千代田区丸の内１－９－２グラントウキョウサウスタワー13階）において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする）。

⑵　弁済における端数の処理

協定債権の弁済において生じる弁済額の１円未満の端数は切り捨てる。